

法定外公共物占用料の債権管理について

1. 債権者管理台帳「債権徴収に係る履歴（債務者ごとの追跡調査記録）」について、不納欠損処理が必要な者以外の更新がされておらず、令和 4 年度以降は新規債務者の追加がされていなかった。
2. 実際には行っていない催告書の発送について追跡調査記録に記載し、時効（5 年）として不納欠損の処理を行っていた。
3. 令和 4 年度末に不納欠損処理をした際に、対象者の漏れがあった。
4. 申請書を提出していない更新対象者に対し、更新すべきかどうかの確認をしないまま占用許可を行い、占用料を課している。
5. 占用料を納めていない占用者に対し、占用許可取消し等の処分について協議を行っていない。
6. 令和 5 年度の督促状を発送していない。
7. 平成 31 年 3 月以降催告書を発送していない。
8. 電話、訪問等の債権回収の交渉を全く行っていない。
9. 令和 5 年度法定外公共物（農業・林業用）占用料納付書の発送について、決裁を受けずに送付していた。
10. 令和 5 年度法定外公共物（農業・林業用）占用料納付書の納期限及（更新の場合は条例で 5 月 31 日）、及び令和 5 年度滞納繰越調定書（令和 3 年度以前滞納分）の調定日を誤っていた。

これらの事実以外にも不適切またはそのように疑われる事務処理が見受けられ、法定外公共物占用料の債権管理については問題が山積している現状であり、管理監督者の責任は非常に重いものがある。

管理監督者は責任を十分に自覚し、事務の確認体制の徹底を図るなど、組織としての適切な事務処理が行われるよう早急に体制を整備すること。

## 不納欠損一覧（都市建設部 農業土木課）

経済建設委員会資料②

令和6年6月21日提出

### （不納欠損一覧）

処理年度	不納欠損額	件数	該当年度
令和元年度	70,800	5	（平成26年度）
令和2年度	75,240	10	（平成27年度）
令和3年度	76,140	13	（平成28年度）
令和4年度	69,000	21	（平成29年度）
計	291,180	49	

### （不適切な事務処理の原因）

- ・ 占用料債権管理を担当する職員は、前任者からの事務引継ぎ内容の事務処理を一部行っていない事に加え、基本となる条例等の詳細までは認識しておらず、安易に考え軽視していたこと。
- ・ 担当が抱えている疑問や問題を相談できる体制が出来ていなかったことにより、自分一人で抱え込んでしまい不適切な自己判断をしていたこと。
- ・ 管理監督者においても占用料債権管理事務や条例をすべて把握出来ていなかったこと。

### （監査指摘後の対応）

- ・ 債権管理台帳の整理について、過年度分の債権額を精査し、新たに作成した台帳の資料に基づき修正を行った。
- ・ 令和5年度督促状の未発送については、令和6年2月22日に発送を行った。
- ・ 未納者に対する催告書を令和6年4月26日に発送した。
- ・ 令和4年度不納欠損処理時に対象漏れとなった未処理分については、令和5年度不納欠損時に処理を行った。

### （今後の対応）

- ・ 占用期間満了の5年毎に更新申請が必要であるため申請書を送付していたが、更新申請を提出していない対象者に、更新すべきかどうかの確認をしないまま占用許可を行っていたため、再度提出を促す文書を7月中に発送する。
- ・ その他、不適切な事務処理について（文書の未決済、調定日の誤り、占用許可の見直し等）は管理台帳を基に、定期的な文書催告・実態調査等を行い関係法令や事務決裁規程に沿った事務処理及び債権管理を徹底する。
- ・ ヒューマンエラーを防止するために年間スケジュール表や業務フロー・マニュアル等を再度見直しを行う。
- ・ 係長以上が担当職員とコミュニケーションを取りながら、相談等が出来るような職場環境を整える。
- ・ 管理職においても事務の流れや条例等を認識し、適切に業務が遂行されるように管理監督を行う。